

進行
教育長挨拶

○ 開 会

○ このたびは、平成29年度宮城県教科用図書選定審議会の委員をお引き受けいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。教科書は、児童生徒の学校における授業や、家庭における学習活動において重要な役割を果たしている主たる教材である。全ての子供たちにとって、新学年で新しい教科書を手にする事は、進級の喜びと学びへの期待につながるものである。

このような教科書の採択は、関係法令に基づき、適正かつ公正に各市町村等において行われることが極めて大切であることは、御承知のとおりであるが、平成29年3月末に出された文部科学省からの通知にて、教科書採択の公正性・透明性の確保が強く求められてきたところである。しかしながら、昨年度来、検定中教科書閲覧問題が明らかになり、法に基づき適正・公正に行われるべき教科書採択制度に対する信頼を揺るがしかねない事案があった。

県教育委員会としては、改めて教科書採択に関する法令の改正や文部科学省からの通知等を踏まえ、教科書の重要性に鑑み、教科書採択の公正確保の徹底が図られるよう一層努めていくので、審議会の皆様におかれましても御理解と御協力を賜るようお願いする。

今年度は、後ほど諮問するとおり、小学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科書と「特別支援学校の小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書」の採択基準等を御審議いただくことになる。

今後、各教科用図書についてさらに綿密な調査研究を行い、採択の参考となる選定資料を作成することとなるが、そのための専門委員については、別途委嘱している。

今回、委員の皆様方に御審議いただく採択基準、選定資料等は、各採択地区協議会が独自の調査・研究をし、教科書の採択を行う上で拠り所の一つとなるものであり、重要な意味を持つものと考えている。

県教育委員会としては、当審議会の意見を踏まえ、採択基準、選定資料等の必要な資料を作成し、市町村教育委員会等に対して、指導・助言等を適切に行っていきたいと考えている。

委員の皆様方には、限られた時間の中での御審議となるが、ぜひ、忌憚のない御意見、御指導を賜るようお願い申し上げ、挨拶とする。

教育長

○ 諮 問

平成30年度使用教科用図書の採択について(諮問)

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第11条第1項及び第13条第2項の規定により、下記の事項について貴会の意見を求めます。

- 1 小学校において、平成30年度から使用する「特別の教科 道徳」の教科書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項
- 2 特別支援学校及び特別支援学級において、平成30年度に使用する教科用図書(学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条の規定に基づく教科用図書)の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項

以上の通りです。よろしくお願ひいたします。

進行

- 御審議いただく事項については、ただ今諮問したとおりである。以後、審議に入るが、審議会規定により、審議の議長は委員長に務めていただく。よろしくお願ひしたい。なお教育長は公務のため退席させていただく。

審議事項1 「本会議の公開」について

委員長
事務局

- 審議事項1の「審議の公開」について、事務局から説明願ひたい。
- 審議の公開について説明申し上げる。資料1ページに掲載のとおり、「宮城県情報公開条例」第19条の規定により、審議会は原則公開と定められている。ただし、「非公開情報が含まれる審議等」や、「会議を公開することにより会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合で、会議構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる」ことになっている。このことより、本日の第1回の審議会において、審議会そのものを公開とするか、非公開とするかを決定することになる。ただ今申し上げた規定を前提に考えると、本日の第1回審議会の内容は非公開の要件がなく、公開が適当であると考えている。また、第2回審議会に関しては、審議内容の中で、具体的に各出版社ごとの教科用図書の特徴等について審議が行われることから、採択の公正を確保するためには、その部分の審議については一部非公開が適当と考えている。まとめると、『第1回審議会は公開』『第2回審議会は一部公開』が適当である」と考えている。以上、御審議いただきたい。

委員長

- ただ今説明のあった「公開の件」についてお諮りする。提案どおりでよろしいか。

<委員賛同>

委員長

- 賛同いただいたので、第1回審議会は公開、第2回審議会は一部非公開とする。審議事項1は終わらせていただく。

審議事項2 「諮問事項」について

委員長

- それでは、「審議の(2)の諮問事項」についての審議に移る。諮問事項1の前に、事務局から説明があればお願ひする。

事務局

- 諮問事項1の説明の前に、教科用図書採択制度、教科書の採択に係る基本方針について簡単に御説明申し上げる。資料2ページを御覧いただきたい。図1にあるように小学校用教科書と中学校用教科書については、4年おきの採択となっている。一方、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書は、毎年度採択することとしている。さらに、表1にあるように今年度は小学校の「特別の教科 道徳」で使用する教科書の採択年度になっている。資料3ページを御覧いただきたい。これは、市町村立の学校で使用する教科用図書の採択の流れを表したものである。教科用図書採択とは、学校で使用する教科用図書を決定することである。市町村立の学校で使用する教科用図書の採択の権限は、その学校を設置する市町村教育委員会にあるが、法律により(教科用図書無償措置法)、採択に当たっては、市単独で採択したり、近隣の市町村を合わせて共同採択地区を設定し、地区内の市町村教育委員会が共同して採択したりすることになっている。宮城県の採択地区は、4ページにあるように、8つの地区に分かれている。

5ページを御覧いただきたい。これは、県立特別支援学校小・中学部と県

立中学校の教科書の採択の流れを表したものである。県立特別支援学校、並びに、県立中学校における教科書の採択については、県教育委員会が行うことになっている。

次に、教科用図書選定審議会の役割と設置について御説明申し上げます。資料の6ページを御覧いただきたい。教科用図書選定審議会の任務については、法律に定められており、「県教育委員会は、市町村教育委員会等、その採択に関する事務について適切な指導、助言又は援助を行う義務」を有することが定められている。また、設置についても「県教育委員会はあらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならない」とされており、本日の審議会の設置根拠と諮問機関としての役割が示されている。法律に基づき県教育委員会では、8ページの教科用図書選定審議会条例を定めるとともに、9ページにあるように、審議会規程を定めている。

次に、本年度の教科用図書採択事務日程について御説明申し上げます。12ページをお開きいただきたい。本日は、第1回の審議会であるが、県教育委員会から審議会に対し、「教科用図書の採択基準及び選定資料等について」諮問し、審議していただく。次に、本日の審議内容を踏まえ5月1日から15日までの6日間、教科用図書選定審議会専門委員による専門事項の調査により、選定資料を作成する。選定資料については、通常のものに加え、今年度は、小学校の「特別の教科 道徳」で使用する教科書について、各教科書の特徴等を一層明確にし、記載内容や分量を比較対照できるよう、選定資料の「別冊」を作成する予定である。選定資料づくりに当たる専門委員は、教科指導あるいは専門的知識を有する教員等で構成されている。

第2回の審議会では、各委員から出された「選定資料等」を基に、更に審議していただき、最終的に、6月1日に委員長より、県教育委員会へ答申をしていただきたいと考えている。その後、県教育委員会として、審議会の答申を基に教科用図書の採択基準や、選定資料を市町村教育委員会及び採択地区協議会へ通知するとともに、採択事務の周知徹底を図る。

各採択地区協議会においては、6月中旬から7月にかけて、採択地区協議会を開き、独自に調査研究を行い、8月中には教科用図書の採択を決定することになる。また、出品された教科用図書を一般に公開するとともに、採択関係者による調査研究のために、6月16日から14日間、県内14か所で教科書展示会を行う。なお、県立特別支援学校については別日程になっている。また、県立特別支援学校については、6月から7月にかけて特別支援学校ごとに調査研究を行い、8月の採択検討会議を経て教育委員会へ報告され、県教育委員会が採択を決定することになる。

続いて、教科書の採択に係る基本方針について御説明申し上げます。別紙の「教科書の採択に係る基本方針」を御覧いただきたい。これは、宮城県の教科書採択の拠り所となるものである。一昨年度に、教科書採択の重要性を鑑み、第1回教科用図書選定審議会において策定されたものを、第2期宮城県教育振興基本計画が定まったことを踏まえて、一部修正し県教育委員会としての教科書採択の方針を明確に示したものである。この「教科書の採択に係る基本方針」は、校種に関わらず県内の公立学校で使用する教科書の採択について、基本的な方針5点を示している。1点目は、教育基本法や学校教育法、学習指導要領といった国が定めた目的や理念を受けたもの。2点目は、本県の教育振興基本計画や各採択地区、県立学校の実情を踏まえた採択を意

図したも。3点目から5点目は、法令等に示された教科書採択の配慮事項を受けたもので、公正かつ適正な採択、開かれた採択、採択権者の責任等を示したものである。この方針に則り、これから先ほど教育長が諮問書の中で申し上げた事項2件を諮問したいと考えている。

教科用図書採択制度、教科書の採択に係る基本方針についての説明は以上である。

- ここまでよろしいか。では、諮問事項1について事務局からお願いします。
- まず、「平成30年度使用、小学校『特別の教科 道徳』の教科書の採択基準」について御審議いただく。教科用図書の採択基準とは、選定資料を作成するための観点を示すもので、採択基準に基づいて専門委員が教科用図書の専門事項の調査にあたる。資料を御覧いただきたい。これは、平成30年度使用教科用図書（小学校 特別の教科 道徳）の採択基準（案）である。平成27年度使用小学校教科用図書採択基準を参考に、平成27年3月に一部改正された学習指導要領の「特別の教科 道徳」の章に基づき、（案）を作成している。

採択基準は、内容に関すること、組織と配列に関すること、学習と指導に関すること、表現と体裁等に関することの4つの観点から示している。小学校の教科書の採択ということで、全体的には同じ観点ではあるが、「特別の教科 道徳」に特化した部分がある。教科という部分については「特別の教科 道徳」としている。

まず、「2 組織と配列に関すること」の「(2)「特別の教科 道徳」の目標を踏まえて、ねらいが明確で内容のまとまりがあるか」という部分で、道徳には各章、各節という部分がないので削除した。説明に内容項目という言葉が出てくるが、別紙の「第3章特別の教科道徳の第2に示す内容の学年段階・学校段階の一覧」を御覧いただきたい。一番左に「善悪の判断」など、内容項目の内容を端的に表す言葉がキーワード的に示しているが、その右隣に記載されている「(1) よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと」の部分が内容項目である。内容項目とは、児童が人間として他者とよりよく生きていく上で学ぶことが必要と考えられる道徳的価値を含む内容を、短い文章で平易に表現したものである。

次に「(3) 内容項目を関連的・発展的に捉え、重点的な取扱いの工夫ができるよう配慮がなされているか」という点については、学習指導要領解説の内容の取扱い方に示されている部分から押さえている。内容項目は、関連的、発展的に捉え、年間指導計画の作成や指導に際して重点的な扱いを工夫することで、その効果を高めることができるとされている。例えば、「第5学年及び第6学年」の場合であれば、「礼儀」の「時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること」のためには、「親切、思いやり」の「誰に対しても思いやりの心もち、相手の立場に立って親切にすること」が必要であるなど、内容項目間の関連を十分考慮したり、指導の順序を工夫したりして、児童の実態に応じた適切な指導を行うことが大切であるとされている。また、6年間を見通した発展性を十分配慮した計画の基に、各学年において重点化されている内容項目を適切に指導することが大切である。そのことから、この観点を入れている。「(4) 内容の項目や分量が、各学校の年間指導計画に広く適合できるか」については、平成27年度の採択基準に区分という言葉があるが、道徳には区分という扱いはないので、項目という言葉にしている。

最後に、「3 学習と指導に関すること」の(1)については、今回の学習指導要領の改訂で示された道徳科の目標で求められる学習について示し、「(1) 道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習が進められるよう配慮がなされているか」としている。また、道徳の内容項目の指導の観点から、児童が主体的に道徳性を養う必要があると示されており、「(2) では、後半の部分を主体的な学習ができるよう配慮されているか」としている。

以上、小学校の各教科の採択基準との相違点を説明申し上げた。これらを踏まえて、平成30年度使用の採択基準についての審議をお願いしたい。

委員長

●●委員

- ただいまの事務局の説明について質問はあるか。
- 教科用図書採択基準や「特別の教科 道徳」そのものに対する質問ということではないのだが、教科書の採択の中で、特に「特別の教科 道徳」の教科書を採択するのは初めてのことで、そのプロセスのところで質問したい。大きく2点、「教科書の採択に係る基本方針」の4番のところで「教科書の選定の過程においては、保護者等の意見が反映されるように配慮し」とあるが、今回「特別の教科 道徳」の教科書の採択に当たっては、保護者等の意見を反映という部分でどのようなことをされるのかを、教えていただきたい。それから、もう1点、私は制度的なことは詳しくないので素朴な質問なのだが、4番の「保護者等」の中には、例えば各学校現場の一般の小学校の先生たちも含まれるのかということである。いろいろな調査があり、私自身も調査をしているが、学校の先生方は必ずしも歓迎していないのではないかという認識もある。私の個人的な調査で恐縮なのだが、教科書導入そのものに懐疑的な先生方もいるのではないか、また不安を感じている先生方も多いのではないか。そのような中で各種学校の先生方から幅広く意見を聞くようなことができるのか。あるいは配慮が可能なのか。そもそもそういう問題ではないのか。学校にいる先生方の意見が反映されるのかということをお伺いしたい。

委員長

- 4番の基本方針については、これまでも一般の教科書、教科に対してもこの基本方針に則って行われてきているはずである。そのあたりの部分も含めて事務局の方から御説明願いたい。

事務局

- 1点目の「保護者等の意見を反映されるように配慮し」という部分では、この審議会にも保護者の代表の方に入っている。また、各地区の採択協議会でもPTAの方にメンバーに入っている。保護者の方の意見を吸い上げている。それから、先生方のこととお話をいただいたが、まずこの審議会の中にも小学校の先生方に入っている。更に、教科書展示会を行う予定である。教科書展示会は、各小学校の先生方悉皆ということで、それぞれ教科書を手にとって見ていただく。アンケート調査を取りまとめることで広く先生方の意見を聞く配慮はなされていると考えている。

●●委員

- 重ねてもう1件お伺いしたい。これは道徳に限ったことではないのかもしれないが、小学校の先生の代表的な立場の先生方の意見が反映されるということはあるのだと思うが、例えばある程度匿名性に配慮するような形で何かを配付するとか、小学校の先生方お一人お一人、幅広く感想や意見を聞くというようなことは、他の教科書でもあつたりするのか。丁寧に聞いていくという意図、意向があるのか、特にないのかということをお伺いしたい。

委員長

- 「特別の教科 道徳」をこれまでの他の教科と違う扱い方をする余地があるのかどうかという質問かと思う。事務局からお願いしたい。

- 事務局 ○ 教科書展示会等においては「特別の教科 道徳」だけということではなく、広く小学校で使用する教科書について先生方に見ていただく。そのため、特別「特別の教科 道徳」において何か、ということについては考えていない。
- 委員 ○ 道徳に限ったことではなく、教科書全般において先生方に広く調査的なことをかけるということは今までもなかったし、これからもやらないということか。
- 事務局 ○ 特別な調査はしない。ただ、先ほど申し上げた教科書展示会において、先生方の意見や感想は取りまとめる。
- 委員長 ○ 先生方の意見を集めるということと、採択をするということと一緒にすることは、なかなか難しいと思う。その他、何かあるか。
では、特に質問はないので採択基準をもう一度御覧いただきたい。1番、内容に関することから、2番、3番、4番と項目が分かれている。項目ごとに御意見があったら、確認していきたい。まず、1番、内容に関することに絞らせていただく。これについて御意見、お気付きのことがあるか。先ほどの説明では、1番については(1)のところで「特別の教科 道徳」となっている以外は、一般の教科用図書採択基準と同じものであるということだが。
- 委員 ○ 案の通りで良い。
- 委員 ○ 特にない。案の通りで結構。
- 委員長 ○ それでは、1番、内容に関することは特に御意見がないので、ひとまずお認めいただいたこととしたい。2番、組織と配列に関することについては、先ほどの御説明では、他の教科とは違って道徳の特別の事情もあり、内容項目や(2)(3)(4)を変更しているとのこと。そのあたりを踏まえて何か御意見をお聞かせいただきたい。
- 委員 ○ 私の方からは特にない。この通りでよい。
- 委員 ○ 拝見し、この内容で妥当である。
- 委員 ○ 「特別の教科 道徳」ということで、内容項目が一番のポイントになってくる。(3)のところで「関連的」という説明があったが、内容項目に関して他の内容項目との関連性を捉えてやっているかどうかということが、きちんと示されているので、「特別の教科 道徳」の観点としてはこれが適切ではないかと考えている。
- 委員長 ○ それでは2番、組織と配列に関することについても、お認めいただいたということにして次に進みたい。最後にもう一度全体として御意見を伺いたい。3番、学習と指導に関することについては、(1)(2)のところで一般の教科書と変更しているということであった。この点についていかがか。
- 委員 ○ 「道徳的諸価値についての理解」を求めているところが大変素晴らしい。今回道徳では「物事を多面的、多角的に考える」ということが新学習指導要領にも示されている。そのことがしっかりと織り込まれている。4番に関係するのだが、教科書は資料が中心になると思うが、子供たちが一読して内容が分かるように「挿絵、図表、写真等は適切に配置されているか」というところも、大変素晴らしい。この案の通りでよい。
- 委員 ○ 3の(1)については基本的なことがしっかり押さえられており、大きく捉えられていてよい。今回、多様な学習活動という面で、少し明確にすべきところがあるかと思うのだが、(2)の中での「主体的な学習」が問題解決的な学習や体験的な学習を含んでいる部分と捉えている。これで適切ではないかと考えている。

- 委員長 ○ 3番目の項目についてもお認めいただいたということによろしいか。それでは項目の4表現と体裁等に関する事。これについてはこれまでの各教科書の採択基準と同じ表現ということである。何か御意見等ないか。お聞かせ願いたい。
- 委員 ○ 表現と体裁ということで、5点述べられている。見やすく分かりやすいことが一番だと思う。この5点でよい。
- 委員
委員長 ○ 私もこの5点で妥当であると考えている。
- 委員 ○ それではこの点についてもお認めいただいた。全体を通してお気付きの点はないか、御意見をいただきたい。
- 委員 ○ 全体的にとということで発言させていただく。「特別な教科 道徳」。これは成長段階を踏まえながらということで、中学生まで発展的に考察されているところが大変素晴らしいと感じている。それから、考えを深めていくところについては、自問自答すること、異なる仲間たちと対話を深めていくこと、対話による深い学び合いといったことが「特別な教科 道徳」には必要な学習の形態だろう。教科書の中にそのような形の展開ができるような工夫があるのかどうか。考えを深める学習が進められるよう配慮がなされているか、といったところが非常に重要ではないかと思う。
- 委員 ○ この内容についてはこのままでよい。基本的に子供たちが、それぞれの場所で生きていく力を育むような形の教科書を採択できればと思う。
- 委員 ○ 教科用図書採択基準ということで、私もこの案で良いと思う。子供たちが手にしたときに、わくわくする、興味・関心をひくものが教科書の中にあるのが一番大事である。指導のねらいが分かる教え方の工夫が今後出てくるかと思う。そのことに関しては「特別な」という意味が、更にまた特別になるのではないかと考えている。
- 委員長 ○ 採択基準については、概ね肯定的に受け止めていただいたと思う。それでは、改めてこの採択基準でよろしいか。それではこの採択基準をもとに専門委員会で選定資料を作成していただきたい。
それではこれで諮問事項1についての審議を終わる。
- 委員長
事務局 ○ 諮問事項2：「平成30年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）採択基準【特別支援学校及び特別支援学級】」について
- 御審議いただき、「県立特別支援学校の小・中学部及び、小・中学校の特別支援学級において、平成30年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択基準」について御説明申し上げます。ここでいう、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書とは、学校教育法附則「教科用図書使用の特例」第9条で規定されている教科用図書のことである。第9条に述べられている「第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書」とは、例えば、このような（2～3冊実際に見せる）絵本や図鑑などである。これらの本は、街の書店で通常売られている本であるので、一般図書と呼ばれている。なお、小・中学校の教科用図書は、通常4年に1度の採択だが、附則第9条に規定する教科用図書、いわゆる絵本や図鑑などの一般図書は、4年に1度採択するという規定から除かれており、毎年度、採択基準が審議されている。この採択基準に基づいて専門委員が専門事項についての調査に当たり、選定資料を作成している。
- 委員長 ○ まずここで事務局の説明についての質問はあるか。

- それでは、御意見を伺いたい。1番、内容に関することについてはどうであるか。
- 委員 ○ 小学校の教科用図書採択基準と違う部分としては、(3)の内容が大きいと考える。その中で、やはり「自立や社会参加」、(4)の「生き方や進路」というところがキーワードである。今、現在生活していることを見据えつつも、その先の将来のことを考えて教科書を活用するところが、とてもよい内容ではないかと考える。案の通りでよい。
- 委員 ○ 先ほど、県から出された教科書の採択に係る基本方針の中に、『生きる力』を育むという理念、『目指す姿』等を踏まえる」という表現、文言があった。それと併せると、やはり内容に関するところで、先ほどの●●委員さんからのお話にもあった「自立や社会参加を促す配慮」とか、「自己を生かせる生き方」というような表現に反映されている部分で、内容に関することについてはよいと思う。
- 委員長 ○ 1番内容に関することはお認めいただいた。2番、組織と配列に関することについて、御意見をいただきたい。
- 委員 ○ 組織と配列に関するところが、4つあるが、どれについてもそのとおりと思う。原案の通りでよい。組織と配列に関するところで、この案を毎年採択されているので、この採択基準が示されている。これまでも何回か話し合わせ、よりよい採択基準となっていると思う。これでよい。
- 委員長 ○ 組織と配列に関することもお認めいただいた。3番、学習と指導に関することについて、御意見をいただきたい。
- 委員 ○ (1)のところの「障害の状態や発達の段階、特性等に応じる」というところが非常に大切である。(3)の「興味や関心を喚起をするように工夫する」ところも、非常に大切である。そういった要素がそれぞれに入っているのです、この通りでよい。
- 委員 ○ ここでは特になし。その次のところで意見を述べたい。
- 委員長 ○ それでは3番についてもお認めいただいた。4番、表現と体裁等に関することについて御意見いただきたい。
- 委員 ○ (2)「標記、表現が適切であるか」とは、具体的にどういうことなのか。小学校では「学年に応じて適切であるか」とある。特別支援学校及び特別支援学級の場合は、学年に応じてではないと考える。ここを上手に言語化できれば、より基準としてよいと思う。上手に言語化するとどうなるのか。例えば、障害の状態、発達の段階、特性等に応じた様々な表現が保障されているのかなど、言い始めればきりが無い。特に異論があるわけではないが、このあたりを明確に基準として設けることができると、採択基準として明確になると思う。
- 委員長 ○ より適切な文言、あるいは表現の御提案はあるか。
- 委員 ○ 特に変更のためという意見ではない。
- 委員長 ○ 特別支援に関しては毎年見直されながらきていて、少しずつ良い方向に向かってきて、このような採択基準となった。何か、こういう方向にした方がさらによくなるということがあれば、御意見をいただきたい。
- 委員 ○ 3番の(1)のところに「児童生徒の障害の状態や発達の段階、特性等に応じているか」という表現がある。これが4番の(2)について、これを受けてと読むのか、それをここに表記するのか、といったことになるのかと思う。いかがか。

●●委員

○ 簡潔にということであれば、3番の(1)に盛り込まれているということ
でいいのではないかと思う。

委員長

○ それでは表現と体裁等に関してもお認めいただいた。全体を通して感想や
お気付きの点はないか。

●●委員

○ 全体として適切である。今の御意見があった4番の表現と体裁等に関して
は、やはり表記、表現は重要なところだと思う。先ほどそれに対する御意見
やお答えをいただいたように3番のところと読み替えることも可能である。
これは、児童生徒の発達段階等に応じた表記、表現であるかということだと思
う。「適切」という言葉で表現するのか、あるいははっきりと、児童生徒の
それぞれの発達段階に応じた表記、表現であるか、とかえてもよいのではな
いかと感じていた。これについては、事務局で御検討いただきたい。内容自
体異論があるわけではない。より分かりやすい表現ということを、御検討い
ただければよい。

委員長

○ 特に今回変更を求めてということではない。事務局の方で今後検討をして
いかれる中で、併せて御検討いただきたい。それでは、この諮問事項2につ
いてもお認めいただいた。以上で審議の(2)を終わる。

審議事項3 「その他」について

委員長

○ 審議事項3の「その他」で何か事務局からあるか。

事務局

○ 「第2回審議会の日程」についてお諮りいただきたい。事務局としては、
先ほど申し上げた採択日程の関係で、次の会については、5月26日(金)
午後1時30分から3時30分まで、この会場で開催させていただきたいと
考えている。その点について、御審議いただきたい。

委員長

○ 特に、御異議がなければ、今回は5月26日(金)午後1時30分より開
催としたいがよろしいか。

委員長

○ それでは、以上で審議を終わる。議事を事務局にお返しする。

進行

○ 宮城県教育庁義務教育課長 奥山 勉 が御礼の挨拶を申し上げる。

義務教育課長

○ 本日は長時間にわたり諮問事項について丁寧に御審議をいただき誠にあり
がとうございました。採択基準については、その趣旨はもとより本日はいた
だきました御意見を付し、調査研究に当たる専門委員にしっかり伝えたいと思
う。その上で調査研究を進めてもらい、充実した選定資料を作成して参りたい
と考えている。また、新しい教科書に出会った時の子供たちの感動に思い
を寄せることはもちろんのこと、本日、教育長の冒頭の挨拶にもあったとお
り、教科書は児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において、
重要な役割を果たしている主たる教材であり、子供一人一人の教育的ニーズ
に応じた適切な指導と必要な支援のために、どのような教科用図書を使わせ
るかということは本当に重要な意味を持っている。次回、第2回の審議会
では実際に一般図書等を閲覧していただき、専門委員が調査研究し作成した選
定資料について御審議していただきたいと思う。次回も、本日のように皆様
のそれぞれの専門的見地から貴重な御意見を賜るようお願い申し上げ閉会の
挨拶とする。本日は誠にありがとうございました。